

住宅移転支援事業補助金について

東日本大震災により自ら居住していた住宅が被災し、引き続き居住することが困難になった世帯が、陸前高田市内に確保した住宅に移転した場合に、動産移転に係る経費を補助します。

※仮設住宅への入居は対象になりません。

1 対象となる世帯

東日本大震災により、その居住する住宅が半壊以上の被害を受け、当該住宅に引き続き居住することが困難となり、陸前高田市内に新たに確保した住宅へ移転する被災世帯、及びその他市長が認める世帯

[対象とならない方]

- ・防災集団移転事業に係る補助金の交付対象世帯
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付対象世帯
- ・国または地方公共団体による同様の補助金の交付対象世帯

2 補助金額

10万円（定額） ※被災時1世帯につき1回限り

3 申請に必要な書類等

- (1) 土地区画整理事業施行区域等住宅移転支援事業補助金交付申請書(指定様式)
- (2) 罹災証明書の写し
- (3) 引越したことが分かる書類※

(例 仮住まいと引越し先それぞれの光熱水費の明細、移転前と移転後の住所が分かる郵便物、引越し業者の領収書等)

※住民票上の住所の異動により引越したことが分かる場合、(3)は不要です。

- (4) 申請者（世帯主）の印鑑と振込口座の通帳

4 申請期限

令和5年3月31日

【申請窓口】

陸前高田市 建設部 復興支援室
陸前高田市高田町字下和野100 市役所4階
TEL:0192-54-2111

受付時間 8:30~17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く

★ Q & A

質 問	回 答
陸前高田市内で被災し、市外に住宅を建設して引越しをする予定ですが、引越し経費について補助金の対象となりますか？	陸前高田市外への引越しは対象となりません。
陸前高田市外で被災して、陸前高田市内に住宅を建設したのですが、補助金の対象となりますか？	対象となります。岩手県外からの移転も含まれます。
業者に依頼せず引越しを行った場合も補助金の対象となりますか？	対象となります。
補助金が交付されるまでの流れを教えてください。	①補助金交付申請（申請者→市） ②補助金交付決定通知（市→申請者） ③補助金請求（申請者→市） ④補助金振込（市→申請者）
被災後、親子二世帯に分かれて仮設住宅に入居。新たに確保した住宅では再び同居しますが、二世帯分の補助金が交付されますか？	補助金は被災時の世帯を基準にして交付されますので、一世帯分の補助金しか交付されません。